

長野市 高齢者友愛活動事業 補助金の手引き

長野市保健福祉部 地域包括ケア推進課

電話 0 2 6 - 2 2 4 - 7 8 7 3

E-mail hokatsucare@city.nagano.lg.jp

高齢者友愛活動実施団体の皆様へ

長野市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

私たちが暮らす地域を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少といった問題を背景に大きく変化しており、長野市においても地域の差はありますが、高齢化は一層進んでいます。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなど、高齢社会への対応は大きな課題となっており、孤独や不安を抱えた高齢者もいらっしゃる中、「人とのつながり」は大変重要なキーワードとなっています。

友愛活動は孤立するおそれがある高齢者の孤独感の緩和を図り、地域とのつながりを保つためのボランティア活動です。この手引きでは、友愛活動実施団体の皆様向けに手順やポイントをまとめてあります。参考にしていただき、役立てていただければ幸いです。活動をする中で困ったことがございましたら、地域包括ケア推進課にご相談ください。

— 目次 —

I 友愛活動について

- | | |
|----------------|---|
| 1 友愛活動ってどんな活動？ | 1 |
| 2 友愛活動事業の補助対象者 | 1 |
| 3 活動の種類と内容 | 2 |
| (1) ふれあい交流会 | 2 |
| (2) 声かけ訪問 | 4 |

II 補助金の交付手続きについて

- | | |
|------------------|---|
| 1 おおまかな流れ | 5 |
| 2 提出書類 | 6 |
| 3 書類の作成にあたっての注意点 | 6 |
| 4 申請時 確認リスト | 7 |

III 補助金について

- | | |
|--------------------|---|
| 1 補助金の基本原則 | 8 |
| 2 補助金の対象経費 | 8 |
| (1) ふれあい交流会 補助対象経費 | 9 |
| (2) 声かけ訪問 補助対象経費 | 9 |

I 友愛活動について

1 友愛活動ってどんな活動？

友愛活動は、地域社会から孤立するおそれのある高齢者の孤独感を和らげ、また、地域でのゆるやかなつながりを継続的に持てるよう支援するため、ボランティア団体が行っている活動の呼称で、ふれあい交流会の実施や声かけ訪問活動があります。

長野市では、ボランティア団体※1が実施する友愛活動に対し、予算の範囲内※2において補助金を交付しています。

※1 代表者を含み、2名以上で構成されている必要があります。

※2 予算の上限に達した場合、補助額を調整することがあります。



友愛活動

目的：地域社会から孤立するおそれのある高齢者の

▷ 孤独感を和らげること

▷ 地域社会との関わりを持てるようにすること

2 友愛活動事業の補助対象者

市内に在住する**70歳以上のみの世帯の高齢者（または、65歳以上の障害者、認知症又は閉じこもりである人のみの世帯の高齢者）のうち、地域社会から孤立するおそれのある人**が補助の対象者です。

では、孤立するおそれがある人とは、どのような人でしょうか？



地域社会から孤立するおそれのある人の判断基準

同居者以外の人(ご近所、友人、仲間、別居の親族等)との交流が週に1回未満

そして、

例1 相談事やちょっとした手助けで頼れる人がいない。

例2 スポーツや趣味の会、地域の集まり等へ定期的に（月1回以上）参加していない。

例3 孤独であると、常にあるいはしばしば感じる。

などの理由により、孤立の心配がある人

同居者以外の人との交流が週に1回以上ある人は、孤立する可能性は低いため、原則として補助対象外です。

外との交流回数が週に1回未満で、活動ボランティアの目から見て、「放っておけない」、「気になる」と思われる人を各活動団体で判断し、対象者としてください。ただし、以前よりふれあい会食会に参加していた人が、ふれあい交流会に参加しなくなることで孤独を感じるようであれば対象として構いません。

なお、ふれあい交流会と声かけ訪問の対象者は重複しないようにしてください。



対象者となるかのポイントは、地域や社会とのつながりがあるか、つながっていても本人が孤独感を抱いていないか、という点です。

3 活動の種類と内容

補助の対象となる友愛活動には、「ふれあい交流会」と「声かけ訪問」の2つの活動があります。どちらか1つ、又は両方の活動をすることができますので、どの活動をするか、年度ごと活動を始める際に選択をしてください。

なお、「ふれあい交流会」又は「声かけ訪問」のいずれかを選択し、年度の途中でもう一方の活動を追加し活動する場合には、変更の届出が必要です。必ず、追加する活動を実施する前にご相談ください。

(1) ふれあい交流会

友愛活動団体が主催する、補助対象者が2名以上参加し、孤独感が和らぐ交流会を実施する活動です。音楽鑑賞や季節のイベント、高齢者向け情報の提供など、対象者が参加しやすい内容で開催してください。

ア 補助要件

孤独感を和らげるため定期的かつ継続的に交流を図っていただきたいので、2カ月に1回程度、年間6回以上開催することが補助の要件です。

月に1回(年12回)を上限に、交流会実施に要した経費を補助します。

なお、災害や感染症拡大等のやむを得ない事由により中止した場合は、年に6回以上開催できなくても、開催した分は補助対象となります。団体の都合により中止し、6回に満たなかった場合は補助額が0円になりますのでご注意ください。

なお、次の活動は補助の対象外です。

★ ふれあい交流会 補助の対象にならない活動

- ・ 特定の趣味やスポーツ、介護予防等を目的とした活動
- ・ 既存の団体（老人クラブ、介護予防クラブ等）の事業と一体となって実施する活動
- ・ 地区全体の人向けの行事に参加する活動
- ・ 別団体が主催する行事へ参加するだけの活動

補助の対象となる活動とならない活動の例

補助の対象となる活動事例	補助の対象とならない活動事例
交流が目的である、対象者向けの ・ 音楽鑑賞 ・ 季節のお菓子作り ・ 食事会 ・ おしゃべりやお茶会	・ 他事業との重複開催 (お茶のみサロン、介護予防クラブ等) ・ 他事業後の食事会や慰労会 ・ 趣味サークルの集まり ・ 地区主催の敬老会

初めての人でも参加しやすい内容で実施しましょう！

イ 補助額

1回の交流会につき、参加した補助対象者人数に応じて2名から20名分までを補助します。交流会の運営側役員や補助対象ではない人が参加した分は、含められませんので注意してください。

補助額は補助対象者1名につき、1回あたり500円以内です。ただし、実際に要した年間の対象経費と比較し、いずれか少ない額となります。

年間の延べ参加対象者人数 × 500円
(1回につき最大20人分)



比較して、いずれか少ない方が補助額です。

実際に要した年間の対象経費



ふれあい交流会の補助要件・補助額

- ・ 2カ月に1回程度、年に6回以上開催することが必要です。
- ・ 補助の対象となるのは、月に1回（年12回）までです。
- ・ 1回の開催ごと、参加した対象者の2名から20名分までを補助します。
- ・ 補助額は対象者1回参加あたり500円以内です。

(2) 声かけ訪問

活動ボランティアが対象者の自宅へ訪問又は電話で声がけして交流を行うことで、対象者の孤独感を和らげ、地域社会との関わりが持てるようにする活動です。

ア 補助要件

対象者宅へ訪問又は電話をかけて、対象者の孤独感を和らげる声がけをします。訪問の時期や回数は、対象者の状況に応じて決めてください。

★ 声かけ訪問 補助の対象にならない活動

- ・ 訪問または電話をしたが不在であった。
- ・ 庭先にいた本人を見かけ、安否確認のみができた。
- ・ 会話があいさつのみであった。

孤独感が和らぐよう、お話をしてみましょう！

補助の対象となる活動とならない活動の例

補助金の対象となる活動事例	補助金の対象とならない活動事例
<ul style="list-style-type: none">・ 閉じこもりの高齢者世帯を訪問し、孤独感が和らぐお話をする活動・ 配偶者の介護のため、外出機会が少ない高齢者世帯を訪問し、孤独感が和らぐお話をする活動	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問したが不在であったため、ちらしを置くのみ・ 電話したが不在であったため、留守番電話を吹き込むのみ・ 自宅の電灯が点いていることを確認するのみ

イ 補助額

対象者がいる世帯（対象世帯）への訪問、又は電話による声かけ1回につき150円以内を補助します。ただし、対象世帯につき週に1回、月に4回分が上限です。



声かけ訪問の補助要件・補助額


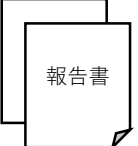
- ・ 対象者が複数いる世帯は、世帯ごとカウントします。
- ・ 補助の対象となるのは、対象世帯あたり週に1回（月4回）までです。
- ・ 補助額は対象世帯の訪問又は電話1回あたり150円以内です。

活動を通して「ちょっと気になる」など、何らかの支援が必要な高齢者がいらっしゃれば、地域包括支援センターや民生委員にご相談ください。

Ⅱ 補助金の交付手続きについて

1 おおまかな流れ

交付手続きの流れは次のとおりで、**活動前に必ず申請が必要です**。活動完了後（年度末）に実績に応じた補助額をお支払いします。（概算払いを希望する団体はご相談ください。）

	申請するボランティア団体	長野市地域包括ケア推進課
交付申請 <u>申請できる期間は9月末までです。</u>	<p style="text-align: center;">友愛活動を計画</p> <p>申請書類の提出 1 補助金交付申請書 2 事業実施計画書</p> 	<p>受付（地域包括ケア推進課、中部地域包括支援センター篠ノ井駐在、各支所）</p> <p>審査後、交付決定通知書を団体代表者へ郵送</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 交付決定通知書 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> この時点での実施事業に対する補助決定額をお知らせする通知です。 </div>
変更申請※	<p style="text-align: center;">友愛活動を実施</p> <p>活動の種類を変更する時や、交付決定額と実績による決算額が違う場合に提出 1 変更承認申請書</p>	<p>変更の内容を確認</p>
実績報告	<p>報告書の提出 1 実績報告書 2 実施報告書 （声かけ訪問は、訪問先ごとの報告が必要です） 3 精算書 4 請求書</p> 	<p>受付後、 ・実施内容の確認 ・提出書類の点検</p> <p>審査後、交付確定通知を団体代表者へ郵送</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 交付確定通知書 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 最終的な確定額をお知らせする通知です。 <u>※審査により、補助額が変わる場合があります。</u> </div>
補助金支払い	<p>団体の口座に入金</p> <p style="text-align: center;">事業評価（対象者アンケートの実施）</p>	<p>補助金の交付</p>

※交付申請時に、ふれあい交流会又は声かけ訪問のいずれかを選択し、年度の途中でもう一方の事業を追加し活動する場合は、変更承認申請書の提出が必要です。必ず追加する事業の実施前にご相談ください。

また、活動を中止する場合も速やかに地域包括ケア推進課にご連絡ください。

2 提出書類

交付申請及び実績報告等に必要書類は次のとおりです。長野市のホームページ（令和6年3月下旬掲載）から取り寄せることも可能です。手書き又はパソコン入力のどちらで作成しても構いません。

ア 交付申請時（活動前、年度当初）

- 補助金交付申請書
- 事業実施計画書

イ 内容変更時（交付決定された内容を変更する時）

- 変更承認申請書

変更承認申請が必要な場合

- (例1) 当初計画ではふれあい交流会のみ活動すると申請をしたが、声かけ訪問も追加したい。
⇒ 声かけ訪問実施前に変更承認申請が必要です。
- (例2) 交付申請時の計画内容と、実際の実績が異なる。

ウ 実績報告時（活動完了後、年度末）

- 実績報告書
- 実施報告書
- 精算書
- 補助金交付請求書

声かけ訪問は訪問世帯ごとの実施報告書が必要です。

3 書類の作成にあたっての注意点

- ・ 補助を受けるには必ず申請が必要です。活動を始める前に申請書類を提出してください。（申請できる期間は9月末日までです。）
- ・ 交付決定後に活動内容を変更したい場合は、事前に変更承認申請書の提出が必要です。必ず、変更する前にご相談ください。
活動を中止する場合も、速やかに地域包括ケア推進課にご連絡ください。
- ・ 連絡先は昼間連絡のつく電話番号をお書きください。
- ・ 書類を手書きする場合は、黒のボールペンで記入してください。こすって消せるペン、修正テープの使用は無効です。

4 申請時 確認リスト

補助金の申請前の確認にご活用ください。

(1) 団体について

- 長野市民を対象とした友愛活動を行う団体である。
- 代表者を含み、2人以上で構成されている団体である。
- 特定の趣味やスポーツ、介護予防等を目的としていない団体である。
- 営利又は宗教活動もしくは政治活動を目的としていない団体である。

(2) 補助金の対象となる活動について

ア ふれあい交流会

- 補助金の申請をした月から、その年度の3月までの期間において定期的（2カ月に1回以上）に継続して、参加者が互いに交流を深め、孤独感を和らげる交流会を開催する。

イ 声かけ訪問

- 訪問又は電話をかけることにより、対象者の孤独感を和らげる交流を行う。

(3) 補助金を交付する条件について

- 友愛活動について、他の公的な助成金等の交付を受けていない。また、受ける予定がない。（町や区からの助成は除きます。）
- 地域包括支援センターや民生委員等から対象者の紹介があった場合には、積極的に受け入れる。
- 補助事業（友愛活動）に係る収支帳簿を設け、その証拠となる書類を整備する。
- 収支帳簿、証拠書類は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管し、監査により報告を求められた場合には、提出及び報告をする。
- 友愛活動補助事業に係る事業評価に協力する。

Ⅲ 補助金について

1 補助金の基本原則

補助金は使い道や金額に制限があり、交付される友愛活動補助金は友愛活動にのみ充てられるもので、会計状況を明確にしておかねばなりません。

監査が実施される際には、使途内容の説明を求める場合がありますので、**会計帳簿を必ずつけ、活動の翌年度から5年間は保存**をしておいてください。監査の結果によっては補助金の返還を求めることもあります。

(令和6年度分の会計帳簿は、令和12年3月末まで保存が必要です。)

2 補助金の対象経費

補助の対象となるものは、友愛活動の実施に要する経費です。

ただし、対象経費に含められないものもありますので、判断に迷うときはご相談ください。



補助対象経費であるかは次の2点から判断します。

- ・ 孤立するおそれがある高齢者の孤独感を緩和するために取り組む活動であるか。
- ・ 公金である補助金から支出するのに適したものか。

★補助の対象経費とならないもの

- ・ 特定の個人が所有し、又は占有することとなる物品の購入に要する経費
- ・ 団体の関係者に対する謝金（ふれあい交流会に係るものに限ります。)
- ・ 対象者以外の者に係る食糧費
- ・ その他市長が適当でないと認める経費

例として、手土産を配るだけの活動は友愛活動とは言えず、補助対象経費に含められません。

補助対象とならない活動については、会費や参加費などの補助金以外の財源（団体の自主財源）から支出して活動してください。

(1) ふれあい交流会 補助対象経費

ふれあい交流会の補助対象になる経費は次の表のとおりです。

	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体関係者以外の人に対する講師謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者への景品、賞品 ・区、役員等への謝金 ・団体関係者が講師であるときの謝金
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者の弁当、お茶代 ・補助対象者の食事にかかる材料代 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者以外の弁当代 (補助金では賄えない分は参加負担金や自主財源から支出)
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・割りばし、紙皿、紙コップ ・手指消毒用アルコール ・ちらし印刷用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者への土産品 ・参加者個人に供するもの (個人持ちとなる本、色鉛筆、タオル等) ・活動と直接関係のない消耗品
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業と直接関係のない資料印刷 (地区の配布物等)
通信費・保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便代、電話料 ・保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業と直接関係のない通信費、保険料
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・会場の冷暖房費 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体関係者所有の物品に対する賃借料
慶弔費		<ul style="list-style-type: none"> ・祝金、見舞金、香典

活動完了後（年度末）に、1年間の交流会実施に要した経費の決算額を報告していただきます。会計帳簿への記録と領収書の保管等、会計書類の管理をお願いします。

(2) 声かけ訪問 補助対象経費

声かけ訪問の経費は、活動ボランティアが訪問に要した電話代やガソリン代等の弁償分として補助をします。どのボランティアが、どちらの対象者世帯をいつ訪問したのか、活動を記録しておいてください。